

令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 県は、湖沼及び河川の環境保全を図るため、県内における、湖沼、河川、湧水、ため池、水路（以下「湖沼等」という。）の水環境を保全するための活動に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、当該補助金の交付については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要項に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要項における「水環境」とは、「水量」「水質」「水生生物」「水辺地」の要素から構成される環境をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金交付の対象となる団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。

- (1) 主に県民で構成され、自ら企画した活動を行う団体（町内会、PTA等を含む。）
- (2) 営利を目的としない団体
- (3) 組織、運営に関する定款又は規約等を有し、明確な会計及び経理を実施できる体制を有する団体
- (4) 暴力団又は暴力団員の統制下でない団体
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的としない団体

(補助対象事業)

第4条 補助金交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県内で実施する事業であって、別表1の左欄に掲げるものとする。ただし、他の公金による補助金等を受けているものは、補助対象事業としない。

(補助率、補助金の上限額)

第5条 補助対象事業に対する補助率及び1団体当たりの補助金の上限額については、別表1の中欄及び右欄のとおりとする。

2 一つの団体が本年度に補助金を受けられる回数は、1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助対象となる経費は、別表2のとおりとする。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする団体は、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、別に定める期日までに茨城県霞ヶ浦環境科学センター長(以下「センター長」という。)に提出しなければならない。

2 申請にあたっては、電子申請・届出システムによる申請を原則とするが、紙による申請もできるものとする。

(補助金の交付決定の通知)

第8条 規則第7条の規定による交付決定の通知は、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

2 センター長は、必要と認めたときは、申請事項の修正を指示し、それに基づき交付額の決定を行うものとする。

3 センター長は、申請書類等を審査し、不適正と認めるときは、補助金の不交付を決定し、補助金不交付決定通知書(様式第3号)により、申請者に通知するものとする。

(申請の取下げ期限)

第9条 規則第8条第1項の知事の定める期日は、前条の補助金交付決定通知書の送付を受けた日から起算して10日とする。

(補助事業の内容の変更等)

第10条 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)について、交付決定のあった金額の20パーセントを超えて補助金額を減額しようとするときは、あらかじめ、令和3年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の内容の変更承認)

第11条 センター長は、補助事業者から令和3年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)が提出され、補助事業の実施上必要と認めたときは、令和3年度市民活動支援事業費補助金変更承認決定通知書(様式第5号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助事業者の責務)

第12条 補助事業者は、補助事業を行う場合、茨城県森林湖沼環境税を財源とする補助を受けた旨を活動の会場、印刷物等に明示するなどして、広報に努めなければならない。

2 センター長が補助事業による活動成果を公表しようとするときには、補助事業者は、これに協力するものとする。

(補助事業の中止及び廃止)

第 13 条 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ、令和 3 年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）をセンター長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 センター長は前項の規定により提出された令和 3 年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書（様式第 6 号）の内容を審査し、適当と認めたときは、令和 3 年度市民活動支援事業中止（廃止）承認通知書（様式第 7 号）により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の概算払)

第 14 条 センター長は、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金交付決定額の 90 パーセント以内の額を概算払により交付することができる。

2 補助事業者は、前項の規定により概算払による補助金の交付を受けようとするときは、令和 3 年度市民活動支援事業費補助金概算払申請書（様式第 8 号）をセンター長に提出するものとする。

(状況報告)

第 15 条 補助事業者は、補助事業遂行中にセンター長から実施状況等について報告を求められた場合は、令和 3 年度市民活動支援事業実施状況報告書（様式第 9 号）をセンター長が別に定める日までに提出しなければならない。

(実績報告)

第 16 条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業を中止又は廃止したときを含む。）は、補助事業が完了した日から起算して 30 日を経過した日又は令和 4 年 3 月 16 日のいずれか早い日までに、令和 3 年度市民活動支援事業費補助金実績報告書（様式第 10 号）をセンター長に提出しなければならない。

2 第 14 条の規定により補助金の概算払を受けた補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、概算払精算書（茨城県財務規則の規定による帳票の様式（平成 5 年茨城県告示第 404 号）様式第 102 号）を併せて提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 17 条 補助金の額は、規則第 14 条の規定により確定し、令和 3 年度市民活動支援事業費補助金確定通知書（様式第 11 号）により通知する。

(証拠書類の保存)

第 18 条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(決定の取消)

第 19 条 センター長は、規則の定めによるもののほか、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、直ちにこの補助事業の決定を取り消すことができる。

- (1) 補助事業者が市民活動支援事業補助金交付要項（以下「交付要項」という。）の定めに違反したとき。
- (2) 補助事業者が規則、交付要項に定める申請又は報告において虚偽の申請又は報告をしたとき。
- (3) 補助事業者又はその代表者が公租公課の滞納処分を受けたとき。

(補助金の返還等)

第 20 条 第 19 条の規定に基づき交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の返還については、規則第 17 条及び第 18 条の規定を適用する。

(調査等)

第 21 条 センター長は、規則第 21 条の規定により、補助事業者の活動及び会計の状況について、職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第 22 条 この要項に定めるもののほか、必要な事項はセンター長が別に定める。

付 則

この要項は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1

補助対象事業	補助率	1 団体当たりの 補助金の上限額
①県内の湖沼等における水環境の改善及び保全に直接 寄与する活動（環境学習等の意識啓発事業は除く。） ②特定外来生物の駆除（ただし、水環境の保全に係る ものに限る。） ③その他、特にセンター長が必要と認める事業	10/10	1,000,000円

別表 2

補助対象経費	
支出科目	内容
報償費	外部指導者等に対する謝礼
旅費	外部指導者等の旅費
消耗品費	水環境保全活動に必要な資材、事業実施に必要な事務用品など ※1品につき5万円未満
燃料費	レンタル車両や刈払機等の燃料費（自家用車の燃料費は対象外とする。）
食糧費	現地活動時の飲料代に限る。ただし、酒類は除く。
印刷製本費	資料のコピー、ポスター・チラシ・パンフレット等の印刷など
通信運搬費	資料や資材の輸送に係る郵便代や宅配便代など
傷害保険	活動時の傷害保険料など
広告掲載料	実施事業の開催告知などを新聞・雑誌等で行う場合の掲載料など
廃棄物処分費	活動で生じる廃棄物の処分費
使用料	会議室等の使用料、トラック（貨客兼用自動車を含む。）、事業用機械器具等の借料及び損料
その他	その他、特にセンター長が必要と認める経費

様式第1号（第7条）

年 月 日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

住所
申請者
氏名（団体の名称及び代表者の氏名）

令和3年度市民活動支援事業費補助金交付申請書

令和3年度において、下記のとおり事業を実施したいので、補助金 円を
交付されたく、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第7条の規定により
申請します。

記

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 団体概要（別紙3）
- 4 会員名簿（任意様式）
- 5 団体の定款又は規約（任意様式）
- 6 補助金の振込先口座

振込先金融機関	支店
預金種目	1 普通 2 当座 3 その他
口座番号	
口座名義（フリガナ）	

(別紙1-①)

事業計画書(1)

事業名				
活動の目的				
実施予定日 (予定期間)	年 月 日から 年 月 日まで			
実施場所 (市町村名)		保全する水環境の場所(湖 沼名、河川名等)		
目標参加者数	会員 人	会員以外 人	合計 人	
活動計画	実施予定 年月日	実施方法 (具体的に記載すること。)	目標参加者数(人)	
			会員	会員以外

(別紙1-②)

事業計画書(2)

過去の環境保全活動の実績	実施時期	実施内容と結果 (内容、規模、実施した効果等を具体的に記載すること。)
これからの活動の展開等	(内容の拡充や、他の団体と連携する計画等がある場合には記載すること。)	

(別紙2)

収 支 予 算 書

(1) 収入

区分	予算額 (円)	内容
県補助金		
自己資金		
その他		
計		

(2) 支出

支出科目	内容	数量	単価 (円)	金額 (円)
計				

注) 別表2 (補助対象経費) に掲げる支出科目ごとに記載すること。

(別紙3)

団 体 概 要

設 立	年 月 日設立 発足時の会員 名
会員数	人 (令和3年4月1日現在)
団体の 主な目的	
これまでの 主な活動	(環境保全以外の活動も含めて団体が行っている活動を具体的に記載すること。)
運営資金	令和2年度運営資金 概ね 金 千円 内訳 会 費 約 % 参加費 約 % 補助金等 (官公庁) 約 % 寄付金等 (民間) 約 % 繰越金 約 % その他 () 約 %

様式第2号（第8条第1項）

霞 七 第 号
年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

令和3年度市民活動支援事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号）第5条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第8条第1項の規定により通知します。

記

- 1 補助金額 金 円
- 2 補助事業の内容 申請のあった事業計画書のとおり
- 3 補助条件
茨城県補助金等交付規則、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項、その他の法令を遵守すること。

様式第3号（第8条第3項）

霞 七 第 号
年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

令和3年度市民活動支援事業費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金については、不交付とすることに決定したため、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第8条第3項に基づき通知します。

様式第4号（第10条）

年 月 日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

住所

申請者

氏名（団体の名称及び代表者の氏名）

令和3年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書

年 月 日付け霞セ第 号で交付決定通知のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金について、下記のとおり事業の内容を変更したいので、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第10条の規定により申請します。

記

1 変更理由

2 変更内容

3 添付資料

変更前及び変更後の収支予算書(様式第1号（別紙2）)

様式第5号（第11条）

霞 七 第 号
年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

令和3年度市民活動支援事業費補助金変更承認決定通知書

年 月 日付けで申請のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金変更承認申請書については、下記のとおり変更を承認したので令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第11条の規定により通知します。

記

1 変更内容

様式第6号（第13条第1項）

年 月 日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

住所

申請者

氏名（団体の名称及び代表者の氏名）

令和3年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け霞セ第 号で交付決定通知のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金について、下記のとおり事業を中止（廃止）したいので、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第13条第1項の規定により申請します。

記

1 既補助金交付決定額 金 円

2 中止（廃止）の理由

様式第7号（第13条第2項）

霞 七 第 号
年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

令和3年度市民活動支援事業中止（廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のあった令和3年度市民活動支援事業中止（廃止）承認申請については、これを承認したので、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第13条第2項の規定により通知する。

様式第8号（第14条第2項）

年 月 日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

住所

申請者

氏名（団体の名称及び代表者の氏名）

令和3年度市民活動支援事業費補助金概算払申請書

年 月 日付け霞セ第 号で交付決定通知のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金について、下記理由により概算払されたく、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第14条第2項の規定により申請します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 概算払申請額 金 円
(補助金交付決定額の パーセント)
- 3 概算払を必要とする理由
- 4 支出計画書
(別紙) のとおり

(別紙)

支出計画書

年月	内容	金額 (円)
令和3年6月		
令和3年7月		
令和3年8月		
令和3年9月		
令和3年10月		
令和3年11月		
令和3年12月		
令和4年1月		
令和4年2月		
令和4年3月		
合計		

※内容及び金額は具体的に記入すること。

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

住所

申請者

氏名（団体の名称及び代表者の氏名）

令和3年度市民活動支援事業費補助金事業実施状況報告書

年 月 日付け霞セ第 号で交付決定通知のあった令和3年度市民活動支援事業費補助金に係る 月 日現在の事業進捗状況について、令和3年度市民活動支援事業費補助金交付要項第15条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 活動状況

活動年月日	活動内容	参加者数（人）		
		会員	会員以外	計

2 実施予定

活動年月日	活動内容	参加者数（人）		
		会員	会員以外	計

3 補助金の執行状況

【単位：円】

交付決定額 (A)	執行（支払）済額 (B)	未執行（未払）額 (C) = (A - B)	今後の執行予定額 (D)	実績見込額 (E) = (B + D)

様式第 10 号（第 16 条第 1 項）

年 月 日

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長 殿

住所

申請者

氏名（団体の名称及び代表者の氏名）

令和 3 年度市民活動支援事業費補助金実績報告書

年 月 日付け霞セ第 号で交付決定通知のあった令和 3 年度市民活動支援事業費補助金について、下記のとおり活動を実施したので、令和 3 年度市民活動支援事業費補助金交付要項第 16 条第 1 項の規定により提出します。

記

- 1 精 算 額 金 円
- 2 事業実績報告書（別紙 1）
- 3 収支報告書（別紙 2）
- 4 添付書類
 - （1）支出証拠書類（領収書及びその内訳が分かる請求書、納品書等）
 - （2）活動記録写真

(別紙1)

事業実績報告書

事業名				
実施日 (期間)	年 月 日から 年 月 日まで			
実施場所 (市町村名)		保全する水環境の場所(湖沼名、河川名等)		
参加者数	会員 人	会員以外 人	合計 人	
活動の実績	活動 年月日	活動内容 (具体的に記載し、活動の実績がわかる記録写真、パンフレット、活動について掲載された新聞記事等の資料を添付すること)	参加者数(人)	
			会員	会員以外
活動の成果				

(別紙2)

収 支 報 告 書

(1) 収入

区 分	予算額 (円)	決算額 (円)	差引増減 (円)
県補助金			
自己資金			
そ の 他			
計			

(2) 支出

支出 科目	内容	予算額			決算額			金額の 差引増減 (円)
		数量	単価 (円)	金額 (円)	数量	単価 (円)	金額 (円)	
計								

注1) 本要項別表2(補助対象経費)に掲げる支出科目ごとに記載すること。

注2) 支出の内容及び支出先を確認できる領収書等の写しを添付すること。

様式第 11 号 (第 17 条)

霞 七 第 号
年 月 日

殿

茨城県霞ヶ浦環境科学センター長

令和 3 年度市民活動支援事業費補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった令和 3 年度市民活動支援事業費補助金については、茨城県補助金等交付規則 (昭和 36 年茨城県規則第 67 号) 第 14 条の規定により、下記のとおり補助金の額を確定したので通知します。

記

1 補助金の確定額 金 円